

◆◆国民健康保険◆◆ 限度額適用認定証の更新時期です 更新手続きは、8月1日(月)から!

現在お持ちの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、令和4年7月31日です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新手続きをお願いします。



対象者	持ってくるもの
<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の方 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方及び住民税課税世帯のうち「現役並み所得者Ⅰ」、「現役並み所得者Ⅱ」に該当する方 	<ul style="list-style-type: none"> ①対象者の国民健康保険証 ②窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（免許証等） ③世帯主と対象者のマイナンバーカード（顔写真入り）または、マイナンバー通知カード（コピー可）

◆世帯員に令和4年度所得未申告者がいる場合は区分判定ができないため、必ず収入申告をお願いします。

お問い合わせ 健康保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163

令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

掲載内容(日時、場所、内容等を詳しく)

○令和3年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

Ⅰ 情報公開制度の運用状況

- 公開請求件数は15件で、処理状況内訳は表1のとおりです。
- 分野別の公開請求件数は、産業・経済関係1件、公害・自然関係7件、保健・衛生・医療関係2件、教育・文化関係3件、行政一般関係2件となっています。
- 実施機関別の公開請求処理件数は、町長事務局14件、教育委員会4件となっています。

公開請求件数	公開					不服申立て
	公開	一部公開	非公開	不存在による請求拒否	取下げ	
15	4	4	0	10	0	0

※1つの請求書で複数の文書請求があり、かつ、処分内容が複数に及ぶものが15件中3件あります。

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

- 自己情報に関する開示等請求は6件で、処理状況内訳は表2のとおりです。

表2 自己情報(開示・訂正・消去・停止)の処理状況内訳

年度	開示請求	開示	一部開示	不開示	請求拒否	取下げ	訂正請求	消去請求	停止請求件数	停止	請求拒否	不服申立て
3	6	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0

- 個人情報の目的外利用の届出は2件、外部提供は38件となっています。

【問い合わせ】 総務課 行政係 ☎098-945-011

相続 遺言 お悩みではありませんか?



～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の相談は無料です!



司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋 武 力
司法書士 親泊 千佳
司法書士 幸良 和也

与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)

TEL 882-8177 (要予約)

営業時間 平日 AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

75歳以上の方

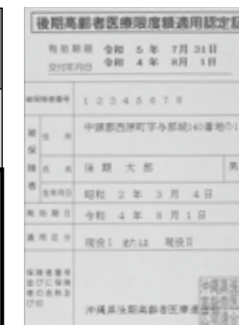
後期高齢者医療制度 被保険者の皆様

医療費が高額になる場合 ご確認ください

後期高齢者医療の被保険者で療養(入院・外来)を受ける場合には、限度額証(下記、①または②)を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払金額(自己負担額)が自己負担限度額までになります。

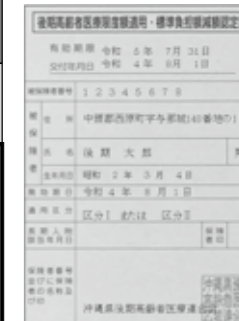
●自己負担限度額(月額) (自己負担割合 3割の方) ①限度額適用認定証

所得区分	外来+入院(世帯単位)	入院1食あたりの食事代	証の交付申請
区分Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% (140,100円) ※1	460円	不要
区分Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% (93,000円) ※1		必要
区分Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (44,400円) ※1		必要



●自己負担限度額(月額) (自己負担割合 1割の方) ②限度額適用・標準負担減額認定証

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	入院1食あたりの食事代		証の交付申請
一般 (課税世帯)	18,000円※2	57,600円 (44,400円) ※3	460円		不要
区分(低所得)Ⅱ (非課税世帯)	8,000円※2	24,600円	90日までの入院	210円	必要
区分(低所得)Ⅰ (非課税世帯)			過去12か月以内に90日を超える入院 (長期入院該当)	160円	
		15,000円	100円		



- ※1 同一世帯内で過去12か月以内に限度額を超えた支給月数が3回以上あった場合、4回目以降の限度額です。
- ※2 年間(8月～翌年7月)の限度額は、144,000円です。
- ※3 過去12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた支給月数が3回以上あった場合、4回目以降の限度額です。

■申請手続きが必要となる方

- ①今までに限度額証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方
※交付を受けたことがある方で該当する一部の方には、被保険者証と一緒に同封しております。
- ②長期入院該当になる方(過去12か月以内の入院日数が91日以上)
1割証をお持ちで、②限度額適用・標準負担減額認定証(区分Ⅱ)をすでに持っている場合でも、再度お手続きが必要です。

◀申請時にご持参いただくもの>

- ◎被保険者証 ◎窓口に来られる方の身分証明書
- (長期入院該当を申請の方)上記書類と併せて、◎限度額証(薄むらさき色) ◎入院日数がわかる書類

【お問い合わせ】 健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 098-911-9163

令和4年度 ファミリーサポートセンター 第11回子育てサポーター養成講座 地域でつながる子育て支援の輪にあなたも加わってみませんか?

《ねらい》子育てのお手伝いをしたい方が、サポート活動が出来る様に育成する事

日程: 令和4年9月7日(水)・8日(木)・14日(水)・15日(木)の4日間

時間: 午前9時～午後5時(昼食時間含)

※若干の変更有

会場: 中城村役場・吉の浦会館

内容: 保育の心・子どもの心の発達・子どもの遊び/世話・
子どもの身体の発育と病気・小児看護の基礎知識・栄養と食生活(実習)

定員: 20名(定員に達し次第締め切り)

受講料: 無 料(テキスト代込み)

対象: 心身共に健康で全日程受講できる方

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、延期になる場合がございます。

●ファミリーサポートセンターとは

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となり、地域で行う相互援助活動を組織化したものです。育児支援の為に子ども一時預かりや保育施設への送迎、病児・病後児の預かりなど、地域の方々の力を借りて、子育てママ・パパを有償ボランティアで応援します♥

- ◎子育ての合間でサポートしてみたい
- ◎仕事が入ってない日にサポート出来るかも・・・
- ◎定年退職して時間に余裕ができた
- ◎自分も助けて貰ったおかげを返したい
- ・・・などなど、子育てサポートに興味のある方々「ちょこっとボランティア」してみませんか?

【お問い合わせ】 与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎098-988-1914